

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 7 月 31 日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
株式会社関西フードマーケット

2024年7月31日

株式交換に係る事後開示書類

大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役社長 荒木 直也



伊丹市中央5丁目3番38号
株式会社関西フードマーケット
代表取締役社長 林 克弘



エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「エイチ・ツー・オー リテイリング」といいます。）及び株式会社関西フードマーケット（以下「関西フードマーケット」といいます。）は、2024年5月15日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年7月31日を効力発生日として、エイチ・ツー・オー リテイリングを株式交換完全親会社、関西フードマーケットを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2024年7月31日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による手続を行った関西フードマーケットの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
関西フードマーケットは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法

律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2024 年 6 月 13 日付で関西フードマーケットの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社となるエイチ・ツー・オー リテイリングの商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求を行った関西フードマーケットの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

エイチ・ツー・オー リテイリングは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

エイチ・ツー・オー リテイリングは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 6 月 14 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である関西フードマーケットの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、エイチ・ツー・オー リテイリングは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりエイチ・ツー・オー リテイリングに移転した関西フードマーケットの株式の数は、本株式交換によりエイチ・ツー・オー リテイリングが関西フードマーケットの発行済株式の全部（ただし、エイチ・ツー・オー リテイリングが所有する関西フードマーケット株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の関西フードマーケットの発行済株式総数からエイチ・ツー・オー リテイリングが所有する関西フードマーケットの株式の数を除外した20,040,297株です。なお、上記発行済株式総数は、後記5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) エイチ・ツー・オー リテイリングは、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をエイチ・ツー・オー リテイリングに通知したエイチ・ツー・オー リテイリングの株主はおりませんでした。
- (2) 関西フードマーケットは、会社法第783条第1項の規定により、2024年6月20日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 関西フードマーケットの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において2024年7月29日付で上場廃止となりました。
- (4) 関西フードマーケットは、2024年7月29日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式6,783,598株の全てを消却いたしました。
- (5) エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換により、基準時の関西フードマーケットの株主（ただし、エイチ・ツー・オー リテイリングを除きます。）に対して、その所有する関西フードマーケットの普通株式1株につきエイチ・ツー・オー リテイリングの普通株式1株の割合をもって、エイチ・ツー・オー リテイリングの普通株式を割当交付いたしました。なお、エイチ・ツー・オー リテイリングが割当交付したエイチ・ツー・オー リテイリングの普通株式の合計は20,040,297株であり、その全てをエイチ・ツー・オー リテイリングが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(6) 本株式交換に伴い増加した、エイチ・ツー・オー リテイリングの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

①資本金 : 0円

②資本準備金 : 会社計算規則第39条に従いエイチ・ツー・オー リテイリングが別途定める額

③利益準備金 : 0円